

度会町電気自動車等購入費補助金の手引き

度会町では、脱炭素の観点から、電気自動車、燃料電池自動車を購入された方へ、予算の範囲内で補助金を交付します。

■ 補助制度の概要

1 補助金の対象となる人

次に記載する内容を全て満たす必要があります。

- ① 度会町に住所を有する個人であること。
- ② 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が町内であること。
- ③ 電気自動車等を新車で購入していること。
- ④ 初度登録年月日が令和6年4月1日以降であり、補助金申請日が初度登録の翌日から起算して1年経過していないこと。
- ⑤ (一社)次世代自動車振興センターが実施する補助金事業の対象車両として認定され、CEV補助金の交付を受けていること。ただし、リース契約による購入の場合は補助対象外。
- ⑥ 補助金申請者は、自動車検査証に記載された所有者であり、かつ、使用者であること。
※ 割賦払いにより購入し、車両の所有者と使用者が異なる場合、割賦払い終了後に、所有権が移行されることが確認できたとき対象となる。
- ⑦ 販売及び貸与を目的とした購入でないこと。
- ⑧ 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- ⑨ 度会町暴力団排除条例（平成23年度会町条例第3号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 補助金交付手続き

補助金の交付を受ける手続きは、次のとおりです。



※ 黒実線部分が申請者側に必要となる手続きです。

3 補助金額

車両1台につき10万円

4 補助対象車両

- ・ 電気自動車（EV）
- ・ 燃料電池自動車（FCV）

※ HV、PHV、PHEV 車は対象となりません。

5 処分の制限

補助対象車両を、購入から4年以内に処分する場合は、あらかじめ、処分承認申請を行う必要があります。

6 調査協力

環境施策に関する調査に、協力をお願いする場合があります。

7 申込・問合せ先

度会町役場 環境水道課
TEL 0596-62-2415（直通）